

軍団兵士制の廃止理由について

寺内 浩

はじめに

延暦一一年（七九二）六月、軍団兵士制が辺要地を除き廃止された。軍団兵士制がなぜ廃止されたかについては、戦前の西岡虎之助氏や川上多助氏の研究をはじめとして多くの研究がなされている。⁽¹⁾管見によれば、これまでの研究で出されている軍団兵士制廃止の理由のうち主なものは以下の四つである。

- ① 国司や軍毅による兵士の私役とその弱体化
- ② 軍団兵士制にかわる騎馬兵中心の新たな兵士制の創出
- ③ 国家財政収入の増大
- ④ 国際的緊張の緩和

①は、軍団兵士制の廃止を命じた「類聚三代格」延暦一一年六月七日勅にみえるもので、そこには「国司軍毅、非理役使、徒致公家之費、還為_レ新吏之資、静言於此、為_レ弊良深」と述べられている。国司・軍毅による兵士の私役は「類聚三代格」天平勝宝五年一〇月二一日官符、「続日本紀」宝龟一一年三月辛巳条にすでに「国司違法、

苦役私業、悉棄弓箭、還執鉏耒」。「国司軍毅、自恣驅役、曾未貫習」、弓馬唯給、採蒬薪草」とみえるもので、以前から問題視されていたことがわかる。②は、軍団兵士制廃止と同時に健児制が設けられたことと関係するもので、地方軍事警察力の担い手が郡司子弟からなる健児、すなわち少数精銳の騎馬兵に移行し、そのため弱体化した軍団兵士は廃止されたとしている。③は、庸と雜徭が免除されているにもかかわらず弱体化した軍団兵士を大量に抱えることは、財政再建と新都造営を進める光仁・桓武朝においては国家財政上許されなくなつたとするものである。たとえば、西岡虎之助氏は「かかる不相応な大兵制を存置し之を維持して行くことは、理論上から見ても国家の財政の許さざる所のものであり、殊に光仁・桓武朝の如き専ら儉約を奨励し冗員淘汰を断行した。緊縮政治の行き方より論ずれば、当然改革さるべき運命の下にあつた」とされて⁽²⁾いる。④は、軍団兵士制が七世紀末に成立した主要因は唐・新羅からの侵攻に備えるためであつたが、八世紀末になると国力が後退した唐・新羅はもはや日本にとつて脅威ではなくなり、そのため大規模な軍事力はもはや不必要になつたとするものである。

いずれも軍団兵士制廃止の基本的理由として妥当なものであり、軍団兵士制はさまざまな問題点・矛盾点が八世紀末に限界点に達し、廃止に至つたのである。したがつて、軍団兵士制は光仁・桓武朝には遅かれ早かれ廃止される運命にあつたといえよう。ただ問題となるのはなぜ延暦一年という年に軍団兵士制が廃止されたかである。つまり、軍団兵士制廃止の基本的理由は先にみた通りだが、延暦二年という年に政府が軍団制廃止に踏み切つた直接の理由・契機は何かである。本稿の目的はこの点を説明することにある。

ところで、延暦一年は、延暦八年の蝦夷征討で大敗した律令国家が再度の征討準備を行つている真最中の年である。故に、軍団兵士制の廃止という軍事政策の大転換はそうした蝦夷征討と無関係であつたとは考えられない。もつとも、こうした時期に軍団兵士制を廃止するのは一見矛盾した政策にみえるが、むしろ逆に再度の蝦夷征討準備を進

めるために軍団兵士制を廃止せねばならなくなつたとすべきであろう。つまり、征夷の準備を進めるなかで軍団兵士制の存在が障害になつたと想定されるのであり、これまでの研究もそうした視角でなされている。

吉沢幹夫氏は、軍団兵士制の廃止を桓武朝の地方政治肅正の一環と位置づけられる³⁾。つまり、征夷の準備が進むなかで延暦一〇年になると軍器・軍糧の負担が全国に拡大されるが、それを実現するためには国司の手から軍事的権限を取り戻す必要があつたとされるのである。しかし、国司の軍事的権限の縮小と征夷事業の全国負担との関係がやや不明確であり、延暦一一年の軍団兵士制廃止理由の説明としては説得力に欠けるといわざるをえない。

村岡薫氏は、軍団兵士制の廃止は征軍要員の増加をはかるためであつたとされる⁴⁾。村岡氏は、弱兵の婦農と「殷富百姓才堪弓馬者」の軍事組織化を命じた宝亀一一年官奏以降も征軍兵士の基本は軍団兵士にあり、征討準備を進める政府にとっていかに多くの征軍兵士を確保するかが課題となつていたのだが、「征軍要員の増加をはかるためには、軍団の定員数制はかえって足枷となるので」、軍団兵士制の廃止により「征軍兵士の差発母体を、正丁の全公民に拡大」し、さらには浪人・神賤や俘囚を含めた「皇民」征軍の編成をめざしたのだとされる。村岡氏の説のうち征軍兵士の差発対象を身分面で拡大するために軍団兵士制の廃止がなされたという指摘は重要であると考えるが、後に述べるように政府が征軍兵士の単なる量的拡大のみを考えていたかどうかは疑問である。仮にそうであつたとしても征軍兵士の増員が必要ならば、「軍団の定員数制」を撤廃し、浪人・神賤や俘囚の別部隊をつくれればいいわけであるから、それは必ずしも延暦一一年に軍団兵士制が廃止された理由にはならないのではないだろうか。

中尾浩康氏は、大規模な征夷が長期にわたり断続的に続いたことにより、軍防令兵士以上条の「国内上番」免除規定から軍団兵士制が機能しなくなつたことが軍団兵士制廃止の理由とされる⁵⁾。つまり、「令義解」軍防令兵士以上条によれば軍団兵士は帰郷後征行期間と同じ長さの間「国内上番」と徭役が免除されるが、長期かつ大規模な征夷のた

め上番する軍団兵士を確保することが困難になり、また国家財政収入も減少するので、征討事業を継続するためには軍団兵士制が廃止されねばならなかったとされるのである。しかし、中尾説は軍防令兵士以上条の義解説が正しくかつ遵守されていることが前提となるのだが、はたして本当にそのように考えてよいのであろうか。軍防令兵士以上条には「其衛士防人還_レ郷之日、並免_二国内上番_一、衛士一年、防人三年」とあるが、そもそも衛士・防人のそうした上番年限が守られていなかったことは周知の通りである。また「令義解」の理解が正しいとしても、兵士の私役を禁ずる法令が何回にもわたって出されているにもかかわらずそれを全く守っていない国司が「国内上番」免除規定だけを忠実に遵守していたとはとうてい考えられないのである。

以上、三氏の説の紹介と批判を行ってきたが、以下では蝦夷征討の準備が進められるなかでなぜ延暦一一年に軍団兵士制が廃止されたのかについての私見を述べていくことにしたい。

一 宝亀一一年官奏の検討

延暦一一年（七九二）六月に軍団兵士制が廃止され、健児が置かれるが、一二年前の宝亀一一年（七八〇）にすでに富裕な百姓で弓馬に巧みな者を兵士とし、弱兵は婦農させるといふ政策が打ち出されている。したがって、延暦一一年の軍団兵士制の廃止と健児制の創設は決して唐突になされたのではなく、こうした政策の延長線上にあるものといえよう。本章では、軍団兵士制廃止の理由を考える前提として、この宝亀一一年官奏の持つ意味及び東北の軍事情勢との関わりについて検討を加えていくことにしたい。

(ア)『続日本紀』宝龜一一年三月辛巳条

又奏稱、濟世興_レ化、寔存_レ九功、討_レ罪威_レ、亦資_レ七德、文武之道、廢_レ一不可、但今諸国兵士、略多_レ羸弱、徒免_レ庸、不_レ歸_レ天府、国司軍毅、自恣_レ驅役、曾未_レ貫習、弓馬唯給、採_レ芻薪草、縱使_レ以_レ此赴_レ戰、謂_レ之棄矣、臣等以為、除_レ三閔迎要_レ之外、隨_レ国大小_レ以為_レ額、仍点_レ殷富百姓才堪_レ弓馬_レ者、每_レ其当番、專習_レ武芸、屬_レ有_レ徵發、庶幾免_レ稽廢、其羸弱之徒、勤皆令_レ赴_レ農、此設_レ守備、省_レ不急_レ之道也、臣等商量所_レ定、具_レ状如左、伏聽_レ天裁_レ者、奏可_レ之、每_レ国減省各有_レ差、於是、諸司仕丁駕輿丁等厮丁及三衛府火頭等、徒免_レ庸調、無_レ益公家、遠離_レ本郷、多破_レ私業、仍從_レ本色、以赴_レ農畝_レ焉。

この官奏は、脆弱な兵士を帰農させ、その代わりに富裕な百姓で弓馬に巧みな者を兵士とせよとしたものだが、それは兵士が国司や軍毅に私役されて兵力にならないだけでなく、そうした弱兵の庸を免除するのは無意味と考えられたためである。つまり、政府は無用の長物と化した軍団兵士を縮減することにより財政上の無駄を省こうとしたのである。このことは弱兵の帰農とともに「諸司仕丁駕輿丁等厮丁及三衛府火頭等」もまた「徒免庸調、無益公家、遠離本郷、多破私業」という理由で帰農が命じられたことや、『続日本紀』同日条の前半の官奏で、官職が多すぎて無駄な費用がかかるため剩官が廃されたことから明らかである。そこに述べられた「当今之急、省_レ官息役、上下同心、唯農是務」という文言は二つの官奏に共通する理念である。

このように宝龜一一年官奏は光仁朝の財政再建政策の一環として捉えることができる。もちろんその背景には国際的緊張の緩和があつたのだが、いずれにせよ宝龜一一年には全国的に軍団兵士が縮減されたことは重要である。軍団兵士制が廃止されるのはこの一二年後であるが、この時点ですでに軍団兵士制の問題点が表面化するとともに、政府によってその対応策が打ち出されているからである。軍団兵士制の持つ問題点はもはや放置できない段階に達して

おり、政府はそれを解消することに迫られていたのである。

次に富裕な百姓で弓馬に巧みな者を兵士とし、弱兵は帰農させるといふ政策が東北の軍事情勢に関わっていたかどうかについて検討を行っておきたい。当時は宝亀五年の蝦夷による桃生城襲撃によりいわゆる「三八年戦争」が東北地方で始まっていたからである。もちろん、「除三関迎要之外」とあるので陸奥・出羽国はこの官奏の対象外だが、坂東諸国は蝦夷征討においては以前から陸奥・出羽国とともに兵士の動員対象国なので、坂東諸国の軍団兵士が蝦夷との戦争に数多く派遣されていたとすると、それがこの官奏が出された要因の一つになっていた可能性があるからである。

しかし、宝亀五―九年の蝦夷との戦争は陸奥・出羽国の兵士を主力としており、坂東諸国の兵士はあまり深くは関わっていないかったようである。「続日本紀」宝亀七年二月甲子条には陸奥国が軍士二万人、出羽国が軍士四千人を發して蝦夷を討ち、同七年十一月庚辰条には陸奥軍三千人を發して胆沢の蝦夷を討つとある。また、同八年九月癸亥条には四月から「拳^レ國^レ發^レ軍、以討^レ山海兩賊^二」つたため今年の調庸と田租を免じるとある。もちろん、坂東諸国の兵士が無関係だったわけではなく、宝亀五年八月に危急のことがあれば五〇〇―二〇〇〇人の援兵を差發せよとの勅が下され、宝亀七年五月には出羽国軍が志波村で苦戦したため下総・下野・常陸国の騎兵が發せられている。また、同六年一〇月には出羽国の鎮兵九九六人の派遣要請に応じて相模・武藏・上野・下野国の兵士が差遣されている。ただ、次にみる宝亀一一年以後の蝦夷征討のように坂東諸国から兵士が大量に動員されたり、大量の軍糧が課されたりした様子はないので、そうした一部の騎兵や鎮兵が派遣された程度だったと考えられる。

このことは、弱兵では戦力にならないことを述べた部分、すなわち「縦使^レ以^レ此赴^レ戰、謂^レ之棄^レ矣^一」が仮定形の文章で書かれていることからわかる。もし、坂東諸国の兵士が蝦夷との実戦により「羸弱」なことが判明し、その

結果この官奏が出されたのであれば、次に見る延暦二年勅の「坂東諸国、属有軍役、每多_レ羸弱、全不_レ堪_レ戰」のような内容・文体で書かれていて然るべきである。ところが、あくまで仮定形で書かれてるのは陸奥・出羽以外の国の兵士が実戦にはあまり投入されていないことを示すものである。

以上のように、宝亀五十九年の蝦夷征討に坂東諸国の兵士は多数は送り込まれておらず、したがって宝亀一一年官奏とこの時期の蝦夷征討とは無関係ではないものの直接的なつながりはなかったと考えられる。つまり、この官奏は主として農民負担の軽減、財政収入の増大のために出されたものであり、軍事的な意味合いは少なかったといえよう。

二 延暦二年勅の検討

宝亀一一年官奏が出された直後の三月二二日に伊治公咎麻呂の乱が勃発し、政府は東北地域で大規模な軍事行動を展開する。そうしたなかで出されるのが坂東諸国から軍士に堪える者を徵發せよとした延暦二年勅である。本章では、この勅について検討を加えていくことにしたい。

最初に宝亀一一年（七八〇）から延暦二年（七八三）までの東北情勢を簡単にみておくことにする。

宝亀一一年三月、伊治公咎麻呂の乱が起こり、按察使紀広純が殺害された。⁽¹²⁾これに対し政府は征東大使などを任命するとともに、⁽¹³⁾大量の兵員・軍糧・武器を陸奥国に送り反撃に出た。兵員は、五月に征夷に従う進士を募り、⁽¹⁴⁾七月には坂東諸国の兵士に九月五日までに多賀城に集まるようにとの勅を出した。⁽¹⁵⁾こうした結果、一〇月の勅には「所集歩騎数万余人」とみえている。⁽¹⁶⁾軍糧は、五月に坂東諸国と能登・越中・越後国に糶三万石を備えさせ、⁽¹⁷⁾七月にはそのうち下総国の糶六〇〇〇石、常陸国の糶一万石を軍所に運ばせている。⁽¹⁸⁾また、天応元年二月には相模・武蔵・安房・

上総・下総・常陸国に命じて穀一〇万石を陸奥国の軍所に漕送させている。⁽¹⁹⁾ 武具は、五月に京庫と諸国の甲六〇〇領を鎮狄將軍の所に送らせ、七月には甲一〇〇〇領を尾張・三河等五か国に、⁽²⁰⁾ 襖四〇〇〇領を東海・東山道諸国に作り送らせている。⁽²²⁾ このように伊治公弼麻呂の乱以後政府はそれまでとは異なる大規模な軍事行動を展開し、そのため兵員・物資の負担は陸奥・羽田国以外の諸国、とりわけ坂東諸国に重くのしかかった。延暦二年四月に坂東諸国に対して「事不獲已、頻動軍旅、遂使坂東之境、恒疲調発、播殖之輩、久倦輻輸、念茲勞弊、朕甚愍之、今遣使存慰、開倉優給」という慰勞の勅が出されているのは、今回の征夷において坂東諸国から大量の兵士や物資が動員されたことを示すものである。

このように伊治公弼麻呂の乱後の蝦夷征討は大規模になされたのだが、天応元年六月の勅に「賊衆四千人、其所斬首級、僅七十余人、則遺衆猶多」とあり、また同年九月には「數愆征期、逗留不進、徒費軍糧、延引日月」という理由で征東副使大伴益立の位階が剝奪されるなど、大きな成果をあげることができなかった。こうしたなかで出されるのが次の延暦二年六月勅である。

(イ)「統日本紀」延暦二年六月辛亥条

勅曰、夷虜乱常、為梗未已、追則鳥散、捨則蟻結、事須練兵教、卒備其寇掠、今聞、坂東諸国、属有軍役、每多尪弱、全不堪戰、即有雜色之輩、浮宕之類、或便弓馬、或堪戰陣、每有徵發、未嘗差点、同日皇民、豈合如此、宜仰坂東八国、簡取所_レ有散位子、郡司子弟、及浮宕等類、身堪軍士者、隨国大小、一千已下、五百已上、專習用兵之道、並備身裝、即入色之人、便考当国、白丁免徭、仍勒堪事国司一人、專知勾当、如有非常、便即押領奔赴、可告事機。

この勅は、蝦夷との戦いにおいて坂東諸国の兵士は「尪弱」で戦力にならないため、「散位子、郡司子弟、及浮宕

等類、身堪「軍士者」⁽²⁶⁾をとって兵士にせよとしたものである。伊治公咎麻呂の乱後の征夷には坂東諸国から多くの兵士が投入されたのだが、蝦夷軍を相手に軍団兵士の脆弱さが露呈し、この勅が出されるに至ったのである。しかし、脆弱な軍団兵士を帰農させ弓馬に巧みな者を兵士にすることはすでに宝亀一年官奏で述べられているので、そうしたことを改めて命じているのは宝亀一年官奏の内容が実施されていなかったことを示している。⁽²⁷⁾

次に注意すべき点は、宝亀一年官奏と違ってこの勅は「坂東八国」のみを対象としていることである。以前から、そしてこれ以後も坂東諸国は対蝦夷戦争の兵員供給地であるから、「身堪「軍士者」を兵士として組織することはいうまでもなく坂東諸国の兵力を立て直し強化するためである。つまり、坂東諸国の軍団兵士の弱体ぶりを目の当たりにした政府が坂東諸国から多数の「身堪「軍士者」を徵発しようとしたのは今後の蝦夷との戦争に備えるためである。このように、宝亀一年官奏が財政再建策の一環として全国的規模で出されたのとは異なり、この勅は坂東諸国のみを対象にもつばら軍事的な観点から下されたものなのである。⁽²⁸⁾

延暦三年二月、大伴家持が持節征東將軍に任じられ、再び征夷の準備が始まる。延暦五年になると東海・東山二道に使が派遣され、軍士の簡閲、戎具の点検が行われ、⁽²⁹⁾延暦七年三月には陸奥国に対して軍糧三万五千石を多賀城に、東海・東山・北陸諸国に対して糶二万三千余石と塩を陸奥国に運ぶことが命じられる。⁽³¹⁾そして同月に次のような勅が下される。

(ウ)『続日本紀』延暦七年三月辛亥条

下勅、調「発東海・東山・坂東諸国歩騎五万二千八百余人、限「来年三月」、会「於陸奥国多賀城」、其点「兵者、先「前般入軍経「戦叙「勲者、及常陸国神賤」、然後簡「点余人堪「弓馬」者」。

これは東海・東山・坂東諸国の歩騎五万二千八百余人を徵発して来年三月までに多賀城に集結させ、点兵にあつ

ては従軍叙勲者と常陸国神賤を先にとり、次に「堪弓馬者」を簡点せよとするものである。従軍叙勲者と常陸国神賤を別にすれば、徵発対象は延暦二年勅とほぼ同じであり、実際に点兵するにあたってそうした方針を改めて周知したものであろう。

こうして翌延暦八年に征軍二七四七〇人、輜重一二四三〇人⁽³²⁾という大規模な兵員を動かしての征夷がなされるのだが、蝦夷の巧みな戦略や「軍少将卑」⁽³³⁾などの作戦ミスにより政府軍は大敗し、征夷は失敗に終わる。

三 軍団兵士制廃止の理由

蝦夷征討に失敗した政府軍は翌延暦九年(七九〇)からさつそく次の征夷の準備にとりかかる。同年閏三月に東海・東山道の諸国に対して革甲二千領、軍糧糒一四万石を準備させ、四月には大宰府に命じて鉄冑二千九百余枚を作らせ⁽³⁴⁾ている。延暦一〇年になると一月に軍士の簡閲、戎具の点検のため東海・東山二道に使が遣され、三月には右大臣以下五位以上と全国の国郡司に甲を、一〇月には東海・東山道の諸国に三万四千五百余具の征箭を作⁽³⁵⁾ることを命じている。

こうしたなかで延暦一一年六月に軍団兵士制が廃止されるのだが、そもそも延暦二年勅や延暦七年勅で徵発が命じられた兵士、すなわち「身堪軍士者」や「堪弓馬者」を政府は実際に動員することができたのであろうか。

(エ)「続日本紀」延暦九年一〇月癸丑条

太政官奏言、蝦夷千紀、久逋王誅、大軍奮擊、余孽未絶、当今坂東之國、久疲戎場、強壯者以筋力供軍、貧弱者以轉餉赴役、而富饒之輩、頗免此苦、前後之戰、未見其勞、又諸國百姓、元離軍役、徵發之時、一

無_レ所_レ預、計_レ其_レ勞逸、不_レ可_レ同日、普_レ天_レ之_レ下、同_レ曰、皇_レ民、至_レ於_レ拳_レ事、何_レ無_レ俱_レ勞、請_レ仰_レ左_レ右_レ京、五_レ畿_レ内、七_レ道_レ諸_レ國_レ司_レ等、不_レ論_レ士_レ人_レ浪_レ人_レ及_レ王_レ臣_レ使_レ使、檢_レ録_レ財_レ堪_レ造_レ甲_レ者、副_レ其_レ所_レ蓄_レ物_レ數_レ及_レ郷_レ里_レ姓_レ名、限_レ今_レ年_レ内、令_レ以_レ申_レ訖、又_レ応_レ造_レ之_レ數、各_レ令_レ親_レ申、臣_レ等_レ職_レ參_レ樞_レ要、不_レ能_レ默_レ尔、敢_レ陳_レ愚_レ管、以_レ煩_レ天_レ聽、奏_レ可_レ之。

これは全国の富豪層に甲の造作を命じたものだが、注目されるのは「当_レ今_レ坂_レ東_レ之_レ國、久_レ疲_レ戎_レ場、強_レ壯_レ者_レ以_レ筋_レ力_レ供_レ軍、貧_レ弱者_レ以_レ軫_レ餉_レ赴_レ役、而_レ富_レ饒_レ之_レ輩、頗_レ免_レ此_レ苦、前_レ後_レ之_レ戰、未_レ見_レ其_レ勞」とあるように、坂東諸國では一般公民は蝦夷征討に従軍したが、「富饒之輩」はそれを逃れていたことである。したがって、「身堪軍士者」や「堪弓馬者」の多くは実態としては「富饒之輩」にあてはまると考えられるので、政府はそれらの者たちを動員することには成功していないと判断される。そうすると、再度の蝦夷征討の準備を進める政府にとって戎具や軍粮だけではなく兵士の質の確保、すなわち弓馬に堪える者を坂東諸國から数多く集めることが最重要かつ緊急の課題になっていたに違いない。しかも、単に命令を下すだけでは延暦二年勅や延暦七年勅と同じ結果に終わる可能性が高い。こういう状況下で軍団兵士制が廃止されるのである。そうすると、軍団兵士制の廃止はこうした坂東諸國の兵力立て直しと関わっていたと考えられるのではないだろうか。つまり、坂東諸國から弓馬に堪える者を徴集せねばならないという状況が政府をして最終的に軍団制の廃止に踏み切らせたと思われるのである。

では、弓馬に堪える者を徴発するためにはなぜ軍団兵士制を廃止せねばならなかったのであろうか。次に、この点について西海道諸國における軍団兵士制廃止に関する史料を参考に見よう。

さて、西海道諸國の軍団兵士制は延暦一一年以降も廃止されずに存続したのだが、弘仁四年（八一三）に兵士の数が約半分に減定された。³⁶その理由は、「府國之吏」が兵士を私役し、「名是兵士、実同役夫、身力疲弊、不_レ足_レ為_レ兵」ためであり、「強壯」な兵士を残留させ、その他は削減することとなった。ところが、その一三年後の天長三年

(八二六) に軍団兵士制が廃止される。

(オ) 『類聚三代格』天長三年一月三日官符

太政官符

応_レ廢_レ兵士_二置_レ選士衛卒_上事

(中略)

右得_レ大宰府奏狀_二稱、兵士名備_二防禦_二、實是役夫、其窮困之体、令_レ人憂煩、屢下_二敕勅_二、禁_レ制他役、時代既久、曾无_レ遵行_一、其故何者、兵士之賤、无_レ異_二奴僕_一、一人被_レ点、一戸随亡、軍毅主帳、校尉旅帥、各為_二虎狼_一、更相徵索、唯求苟不_レ合、乘_レ勢生_レ疵、当_レ有_二違闕_一、責_レ庸倍多、唯利唯視、無_レ憚_二憲章_一、因_レ斯強士恥_レ名、懦夫畏_レ責、無告之人、猶不_レ得_レ免、裸身蓬頭、知_レ用_二鎌斧_一、弱臂瘦肩、何任_レ彎_レ弓、無_レ糧而來、尋即逃去、竟_レ其窮困_一、競習生_レ常、依_レ法為_レ罪、追捕滿_レ獄、由_レ役求_レ食、甘_レ之山野、他役難_レ禁、率斯之漸也、臣等商量、解_レ却兵士_一、停_レ廢軍毅_一、(後略)

天長三年一月三日

この官符は、大宰府管内諸国の軍団兵士制を廃止し、代わりに選士・統領などを置くとしたものである。ここに掲げたのは軍団兵士制廃止の理由を述べた部分で、やや難解な文章ではあるが、当時の軍団兵士制の矛盾・欠陥が示されて非常に興味深い史料である。この官符で注目される第一の点は、「兵士名備_二防禦_一、實是役夫」とあるように、軍毅たちによって兵士の私役がなされていたことである。国司や軍毅による兵士の使役は八世紀中葉から問題視され、弘仁四年にも禁止されたばかりなのだが、全く遵守されていないのである。第二は、「強士恥_レ名、懦夫畏_レ責、無告之人、猶不_レ得_レ免」とあるように、軍毅等が私利のみを追い求めるため、「強士」は兵士にならず、貧窮者ばかり

りが兵士にとられていたことである。ここの「強士」は強壯な一般公民や弓馬に巧みな富裕者を指すとみられるが、彼らは兵士になることを避けていたのである。第三は、軍団兵士は貧窮者ばかりで「由_レ役求_レ食、甘_レ山野」であったため、軍穀たちによる兵士の私役を禁止しえなかつたことである。国司や軍穀による軍団兵士の私役とそれによる弱体化は以前から問題になっていたが、当時の軍団はそれを防ぐことができないう構造になっていたのである。⁽³⁸⁾

このように当時の軍団兵士制は貧窮者ばかりで「強士」が集まらないという構造的欠陥を有しており、軍団兵士制が維持される限りは、「殷富百姓才堪_レ弓馬者」を兵士にすることは困難だったのである。当時の富豪層は雑徭でも「富強之家、輸_レ財物、以_レ酬_レ直、貧弱之輩、役_レ身力、而_レ赴_レ事⁽³⁹⁾」とあるようにうまく実役を逃れていたわけであるから、「兵士之賤、无_レ異_レ奴僕_レ」とされる兵士役はなおさら忌避されていたと考えられる。

同様のことは、一般の「強士」、すなわち強壯な一般公民についてもあてはまる。征夷軍は人数的に「殷富百姓才堪_レ弓馬者」などだけで構成することは不可能であるから、一般公民で強壯な者も多く集める必要があつたのだが、当時の軍団の状況では決して簡単なことではなかつたのである。もつとも先の「続日本紀」延暦九年一〇月癸丑条に「当今坂東之國、久疲_レ戎場、強壯者以_レ筋力供_レ軍、貧弱者以_レ轉餉_レ赴_レ役」とあるので、延暦八年の征夷において強壯な一般兵士を一定程度は集めることができたようであるが、⁽⁴⁰⁾今回の征夷は「征軍十萬⁽⁴¹⁾」という空前の規模でなされているので、そうした一般兵士もさらに数多く集める必要があつた。そうすると、先にみたような軍団の状況は強壯な一般兵士の徴集にも大きな妨げとなつていたと想定される。

以上のように、当時の軍団兵士制には「身堪_レ軍士者」を徴発できないという構造的欠陥があり、そのために「殷富百姓才堪_レ弓馬者」や「堪_レ弓馬者」を兵士にするというこれまでの試みはいずれも失敗に歸したのである。したがつて、弓馬に巧みな富裕者や強壯な一般公民を数多く徴発する必要にせまられている政府にとつて軍団兵士制の存

在は大きな障害であり、その廃止に踏み切らざるをえなかつたのである。征夷の準備が進む延暦一一年に軍団兵士制が廃止された直接の理由はこうした点にあつたと考えられる。⁽⁴⁾

おわりに

国際的緊張が緩和するなかで、国司や軍毅による兵士の私役、弱体化した兵士の徭役免除という財政的損失など、軍団兵士制の矛盾・問題点が次第に表面化して出されたのが宝亀一一年官奏、すなわち弱兵の帰農と弓馬に巧みな富裕者の採用である。しかし、先述したような構造的欠陥を軍団兵士制は持つていたためそれらは実施されず、軍団兵士制の矛盾・問題はさらに深刻化していった。軍団兵士制の矛盾・問題を解消する方法はもはやその廃止しかないであり、政府もそうした認識を次第に持つようになっていったと思われる。そうしたなかで延暦八年の蝦夷征討に大敗し、政府にとって次の征夷に向けて坂東諸国から「身堪_二軍士者_一」を徴集することが緊急の課題となつた。こうして延暦一一年に軍団兵士制が廃止されるのである。

本稿は、延暦一一年という年になぜ軍団兵士制が廃止されたかを考察したものである。繰り返しになるが、軍団兵士制廃止の基本的要因は最初に述べた諸点にあり、坂東諸国からの「身堪_二軍士者_一」の徴集はいわばその引金を引く役割を果たしたものとすることができよう。軍団兵士制廃止時に公民の負担軽減のため伝馬の廃止や品部の縮減がなされているが、このことはその基本的理由がどこにあつたかを示すものである。

註

- (1) 西岡虎之助「健児について」(同「西岡虎之助著作集」一、三一書房、一九八二年、初出は一九二三年)、同「騎兵制の發達と武士」(同前書、初出は一九二六年)、同「日本における兵制の發達」(同前書、初出は一九三七年)、川上多助「中古徴兵制度の変遷」(上)(中)(下)〔歴史地理〕三五―一・四・五、一九二〇年)、同「武士の勃興」(同「日本古代社会史の研究」、河出書房、一九四七年、初出は一九三四年)。その他、軍団兵士制廢止の理由を論じたものとして、吉沢幹夫「延暦十一年の諸国兵士の停廢について」〔東北歴史資料館研究紀要〕二、一九七六年)、村岡薫「延暦十一年、諸国軍団兵士制停廢の一考察」〔民衆史の課題と方向〕所収、三一書房、一九七八年)、下向井龍彦「延暦十一年軍団兵士制廢止の歴史的意義」〔史人〕一、一九九七年)、同「光仁・桓武朝の軍縮改革について」〔古代文化〕四九―一、一九九七年)、中尾浩康「延暦十一年の軍制改革について」〔日本史研究〕四六七、二〇〇一年)などがある。

(2) 同「騎兵制の發達と武士」(註(1))前掲論文。

(3) 同註(1)前掲論文。

(4) 同註(1)前掲論文。

(5) 同註(1)前掲論文。

(6) この他、下向井龍彦氏は、「延暦十一年兵士制廢止」全面軍縮は、蝦夷征討事業・長岡京遷都事業を推進するための国司統制政策の一環だったのである。」(同「光仁・桓武朝の軍縮改革について」、註(1))前掲論文)とされている。

(7) 『統日本紀』天平九年四月戊午条、同天平宝字三年一月辛未条。

(8) 宝龜五年八月の蝦夷による桃生城襲撃後、律令国家側は反撃を行い、一定の成果はあげたものの苦戦の連続だったようである。この蝦夷との戦いは宝龜九年にとりあえず一段落する。

(9) 『統日本紀』宝龜五年八月己巳条。

(10) 『統日本紀』宝龜七年五月戊子条。

(11) 『統日本紀』宝龜六年一〇月癸酉条。

- (12) 「統日本紀」宝亀二年三月丁亥条。
- (13) 「統日本紀」宝亀二年三月癸巳条。
- (14) 「統日本紀」宝亀二年五月己卯条。
- (15) 「統日本紀」宝亀二年七月甲申条。
- (16) 「統日本紀」宝亀二年一〇月己未条。
- (17) 「統日本紀」宝亀二年五月丁丑条。
- (18) 「統日本紀」宝亀二年七月甲申条。
- (19) 「統日本紀」天応元年二月己未条。
- (20) 「統日本紀」宝亀二年五月辛未条。
- (21) 「統日本紀」宝亀二年七月癸未条。
- (22) 「統日本紀」宝亀二年七月甲申条。
- (23) 「統日本紀」延暦二年四月乙丑条。
- (24) 「統日本紀」天応元年六月戊子条。
- (25) 「統日本紀」天応元年九月辛巳条。
- (26) ここにみえる「散位子、郡司子弟、及浮宕等類、身堪_二軍士者」と先の宝亀二年官奏の「殷富百姓才堪_二弓馬者」、次の延暦七年三月勅の「堪_二弓馬者」は、大体において同一対象を指すものと考えられる。「散位子、郡司子弟、及浮宕等類」は「殷富百姓才堪_二弓馬者」や「堪_二弓馬者」の具体的内容を例示したものであろう。ここの「散位子、郡司子弟、及浮宕等類、身堪_二軍士者」を文字通り「散位子、郡司子弟、及浮宕等類」に限定して考えられなくもないが、彼らだけで五〇〇—一〇〇〇人の部隊を構成することは人数的に無理があり、またその他の「殷富百姓才堪_二弓馬者」や「堪_二弓馬者」とは別に彼らだけで部隊を編成することにもあまり意味はないと判断されるので、やはり三者が示す対象は基本的に同じものとみなすべきであろう。
- (27) 軍事的緊張が最も高い東国でこういう状況であるから、他の諸国において宝亀二年官奏の内容が実施されたとはどう考えてい

られない。この点について、川上多助氏（同註（一）前掲論文、吉沢幹夫氏（同註（一）前掲論文）、下向井龍彦氏（同註（一）前掲論文）は宝亀二年官奏の結果「殿富百姓才堪弓馬者」を中心とする新たな兵制が旧来の軍団兵士制に取って代わるものになったとされるのに対し、村岡薫氏（同註（一）前掲論文、中尾浩康氏（同註（一）前掲論文）はこの延暦二年勅、さらには次に述べる延暦九年一〇月の太政官奏言（史料（エ））から、そうした新兵制はまだ確立していないとされているが、後者の説を妥当とすべきであろう。

(28) このことは、宝亀二年官奏のように財政問題などには一切触れられていないことから明らかである。

(29) 『統日本紀』延暦三年二月己丑条。

(30) 『統日本紀』延暦五年八月甲子条。

(31) 『統日本紀』延暦七年三月庚戌条。

(32) 『統日本紀』延暦八年六月庚辰条。

(33) 『統日本紀』延暦八年六月甲戌条。

(34) 『統日本紀』延暦九年閏三月庚午条、同乙未条、四月辛丑条。

(35) 『統日本紀』延暦一〇年一月己卯条、同三月丁丑条、同丙戌条、同一〇月壬子条。

(36) 『類聚三代格』弘仁四年八月九日官符。

(37) ここには「強士恥名、襦夫畏責、無告之人、猶不得免」とあるだけだが、軍団兵士は困窮者ばかりとあるので、「強士」が兵士役を忌避していたことは明らかである。

(38) この官符の内容はあくまで天長年間の西海道諸国についてのものだが、国司や軍毅による兵士の私役禁止とその不遵守は以前から全国的に問題化していることなので、一般化することは十分可能であろう。

(39) 『類聚三代格』延暦一四年閏七月一五日勅。

(40) 西海道諸国の軍団兵士数の減定を命じた先の『類聚三代格』弘仁四年八月九日官符に「強社者」を残留させよとあるので、軍団に「強士」が全くいなかったわけではない。なお、先の天長三年一月三日官符によると軍団兵士は困窮者ばかりなので、残留し

たのは「強壯者」ではなくむしろ困窮者であろう。そうすると宝亀二年官奏の弱兵を帰農させるという政策も実現していなかった可能性が高い。

(41) 『日本後紀』 弘仁二年五月壬子条。

(42) 軍団兵士制廃止後、坂東諸国からどのようにして兵士を徴発したのか、「身堪軍士者」をどの程度集めることができたかなどは不明である。ただ、延暦一三年の征夷は「征軍十万」という空前の規模で行われているので、大量の兵士を集め得たことは事実である。また、諸国に健児が置かれ、それがその後定着したことは、「身堪軍士者」の組織化に一定程度は成功したことを示しているのではないだろうか。